受 個 人 質 問 第 号 付 令和 年 月 日 時 分

一般質問<個人>発言通告書

令和3年11月15日

長久手市議会議長 殿

長久手市議会議員 冨田えいじ

会議規則第59条第2項の規定により下記のとおり通告します。

	質問事項及び要旨	備考
1	成年年齢について 明治9年(1876年)の太政官布告以来20歳と定められてきた。民法改正により令和4年4月より約140年ぶりに成年の年齢が20歳から18歳に変わる。 (1) 成年の年齢に達すると何が変わるのか。 (2) 未成年者、成年者への消費者教育をどのように考えるか。 (3) 本市として未成年者、成年者に対して消費者教育の啓発は、どのように考えているか。	
2	 稼ぐ自治体について N・バス、使用料手数料、今値上げを考えているもえるごみ袋など市民の負担が一段と増えている。市民に負担をお願いすることは理解できるが本市としてもっと稼ぐ方法を考える必要がある。 (1) 本市が稼ぐ自治体になるために、市民や職員の意見はどのように活かされているか。 (2) 歳入を増やす手段は具体的にどのようなものがあると考えるか。 (3) 歳出を減らすこともある意味稼ぐと捉えることができるが歳出を減らす具体的な取り組みはあるか。 (4) ふるさと納税、ネーミングライツ、クラウドファンデ 	

イングの目標金額をどのように立てているか。その稼い だ金額は具体的に何に使うのか。